

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第1章 入出港関係	第1章 入出港関係
第1節 入港手続	第1節 入港手續
(外国貿易機又は特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告)	(外国貿易機又は特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告)
1－6 外国貿易機又は特殊航空機であって旅客が搭乗するもの（法第15条第12項に規定する航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者又は共同運送者（以下この項及び次項において「運航者等」という。）が、システムを使用して同条第13項又は法第15条の3第5項、第20条第4項（入国旅客に係る事項に限る。）若しくは第20条の2第6項（入国旅客に係る事項に限る。）の報告をする場合は、運航者等に対し、「旅客予約記録情報報告」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。	1－6 外国貿易機又は特殊航空機であって旅客が搭乗するもの（法第15条第13項に規定する航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者又は共同運送者（以下この項及び次項において「運航者等」という。）が、システムを使用して同条第14項前段又は法第15条の3第5項前段、第20条第4項前段若しくは第20条の2第6項前段の報告をする場合は、運航者等に対し、「旅客予約記録情報報告」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。
第3節 貨物の積卸し	第3節 貨物の積卸し
(積荷に関する事項の報告等)	(積荷に関する事項の報告等)
3－1 システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。 (1) (省略) (2) 法第15条第1項及び第2項に規定する外国貿易船の船長又は同条第9項及び第10項に規定する外国貿易機の機長がシステムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。	3－1 システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。 (1) (同左) (2) 法第15条第1項及び第2項に規定する外国貿易船の船長又は同条第10項及び第11項に規定する外国貿易機の機長がシステムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>イ (省略)</p>	<p>イ (省略)</p>
<p>ロ 航空貨物に係る積荷に関する事項の報告を行う場合は、機長に対し、「<u>積荷目録事前報告</u>」業務及び「<u>積荷目録事前報告（ハウス）</u>」業務を利用して当該外国貿易機に積載している貨物（旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、機用品、機長に託された貨物（託送品）、関税法基本通達21-1(2)のニに該当する貨物及び同通達21-6の規定のうち他の外国貿易機に積み替えられる貨物を除く。）の仕出地、仕向地、番号その他の必要事項をシステムに入力し、送信して行うことを求めるものとする。</p>	<p>ロ 航空貨物に係る積荷に関する事項の報告を行う場合は、機長に対し、「<u>積荷目録事前報告</u>」業務を利用して当該外国貿易機に積載している貨物（旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、機用品、機長に託された貨物（託送品）、関税法基本通達21-1(2)のニに該当する貨物及び同通達21-6の規定のうち他の外国貿易機に積み替えられる貨物を除く。）の仕出地、仕向地、番号その他の必要事項をシステムに入力し、送信して行うことを求めるものとする。</p>
<p>ハ 次に掲げる貨物については、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）第2条の2第3項又は<u>第2条の3第3項</u>の規定により積荷目録の提出を要しないが、下記(イ)又は(ロ)に掲げる貨物について、法第17条第1項後段の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」（海上貨物については税関様式C-2030号、航空貨物については税関様式C-2035号）を提出することを求めるものとする。</p>	<p>ハ 次に掲げる貨物については、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）第2条の2第3項<u>第2号</u>又は<u>第2条の4第3項</u>の規定により積荷目録の提出を要しないが、下記(イ)又は(ロ)に掲げる貨物について、法第17条第1項後段の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」（海上貨物については税関様式C-2030号、航空貨物については税関様式C-2035号）を提出することを求めるものとする。</p>
<p>(イ)～(ニ) (省略)</p>	<p>(イ)～(ニ) (省略)</p>
<p>(積荷に関する事項の訂正等)</p>	<p>(積荷に関する事項の訂正等)</p>
<p>3-2 前項の規定により報告された積荷に関する事項の追加、訂正又は削除を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 前項(2)ロに規定する航空貨物の場合</p>	<p>3-2 前項の規定により報告された積荷に関する事項の追加、訂正又は削除を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 前項(2)ロに規定する航空貨物の場合</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>機長に対し、「積荷目録事前報告」業務を利用して報告した積荷に関する事項については、「積荷目録事前報告訂正呼出し」業務を利用して報告時の内容を呼び出し、「積荷目録事前報告訂正」業務を利用して、また「積荷目録事前報告（ハウス）」業務を利用して報告した積荷に関する事項については、「積荷目録事前報告訂正呼出し（ハウス）」業務を利用して報告時の内容を呼び出し、「積荷目録事前報告訂正（ハウス）」業務を利用して報告時の内容を呼び出し、追加、訂正の内容又は削除の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>(外国貨物の仮陸揚の届出)</p> <p>3－3 船長又は機長が、システムを使用して外国貨物（関税法基本通達21－1(2)のハからトまでのいずれかに該当する貨物及び同通達21－6の規定により他の外国貿易船等に積み替えられる貨物を除く。以下この項において同じ。）の仮陸揚の届出を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 航空貨物の場合</p> <p>機長に対し「AWB情報登録（輸入）」業務を利用した航空貨物輸送証（Air Waybill。以下「AWB」という。）の情報（以下「AWB情報」という。）の登録に併せて、仮陸揚する旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>ただし、国際輸送に使用されるコンテナ、イグルー、パレット及びこれらに類する航空貨物用輸送器具（Unit Load Devices。以下「ULD」という。）に内蔵された貨物の仮陸揚届の提出については、機長に対</p>	<p>機長に対し、「積荷目録事前報告呼出し」業務を利用して報告時の内容を呼び出し、追加、訂正の内容又は削除の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>(外国貨物の仮陸揚の届出)</p> <p>3－3 船長又は機長が、システムを使用して外国貨物（関税法基本通達21－1(2)のハからトまでのいずれかに該当する貨物及び同通達21－6の規定により他の外国貿易船等に積み替えられる貨物を除く。以下この項において同じ。）の仮陸揚の届出を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 航空貨物の場合</p> <p>機長に対し、「積荷目録事前報告」業務、「AWB予備情報登録」業務又は「AWB情報登録（輸入）」業務を利用した航空貨物輸送証（Air Waybill。以下「AWB」という。）の情報（以下「AWB情報」という。）の登録に併せて、仮陸揚する旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。その後、システム内でAWB情報と貨物確認情報の突合処理が行われ、対応する情報（AWB番号、個数、重量等）が整合した貨物について、当該仮陸揚届が受理される。当</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>し、AWB情報の登録に併せて仮陸揚げする旨を入力し、送信することにより行うことを求めることとし、これにより当該仮陸揚届の受理がされたこととなる。</p> <p>また、外国貨物機移届の提出については、機長に対し、AWB情報の登録に併せて機移しする旨を入力し、送信することにより行うこと求めることとし、これにより外国貨物機移届が受理されたこととなる。</p>	<p>該突合処理にて整合しなかった貨物については、当該仮陸揚届が受理されないため、機長に対し、正しい情報をAWB情報又は貨物確認情報に追加又は訂正入力し、送信することを求めるものとする。</p> <p>ただし、国際輸送に使用されるコンテナ、イグルー、パレット及びこれらに類する航空貨物用輸送器具（Unit Load Devices。以下「ULD」という。）に内蔵された貨物の仮陸揚届の提出については、機長に対し、AWB情報の登録に併せて仮陸揚げする旨を入力し、送信することにより行うことを求めることとし、これにより当該仮陸揚届の受理がされたこととなる。</p> <p>また、外国貨物機移届の提出については、機長に対し、AWB情報の登録に併せて機移しする旨を入力し、送信することにより行うこと求めることとし、これにより外国貨物機移届が受理されたこととなる。</p>
<p>第4節 出港手続</p> <p>(旅客及び乗組員に関する事項の報告)</p> <p>4－1 船長（法第26条の規定による船舶の所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは船長の代理人を含む。次節を除き以下同じ。）又は機長（同条の規定による航空機の所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは機長の代理人を含む。以下同じ。）が、システムを使用して旅客及び乗組員に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 外国貿易船又は特殊船舶の場合</p> <p>船長に対し、「出港届等」業務を利用して必要事項をシステムに入力</p>	<p>第4節 出港手続</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>し、送信することにより行うこととするものとする。</p>	
<p>(2) 外国貿易機又は特殊航空機の場合 <u>機長に対し、「旅客氏名表報告」業務及び「乗組員氏名表報告」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うこととするものとする。</u></p>	
<p><u>(旅客及び乗組員に関する事項の訂正等)</u></p>	
<p>4-2 船長又は機長が、前項の規定により報告した旅客若しくは乗組員に関する事項の訂正又は取消しを行う場合の取扱いは、次による。</p>	
<p>(1) 外国貿易船又は特殊船舶の場合 <u>船長に対し、「出港届等」業務又は「出港届等呼出し」業務を利用して訂正又は取消しの旨をシステムに入力し、送信することにより行うこととするものとする。</u> <u>なお、取消しを行う場合には、前項の規定により報告をした税関官署の監視担当部門（以下この項において「監視担当部門」という。）にあらかじめ申し出ることを求めるものとする。</u></p>	
<p>(2) 外国貿易機又は特殊航空機の場合 <u>機長に対し、「旅客氏名表報告呼出し」業務及び「乗組員氏名表報告呼出し」業務を利用して訂正又は取消しの旨をシステムに入力し、送信することにより行うこととするものとする。</u> <u>なお、取消しを行う場合には、監視担当部門にあらかじめ申し出ることを求めるものとする。</u></p>	

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(出港届の提出) 4-3 船長又は機長が、システムを使用して出港届を提出し、出港の許可を受けようとする場合（当該許可については、外国貿易船及び外国貿易機に限る。）の取り扱いは、次による。 (1)～(2)（省略）	(出港届の提出) 4-1（同左）
(出港の許可に係る選定処理) 4-4 出港届がシステムにより提出されたときは、システムにおいて選定処理が行われ、その選定区分ごとの処理は、次による。 (1)～(2)（省略）	(出港の許可に係る選定処理) 4-2（同左）
(出港届の訂正等) 4-5 船長又は機長が、この節 4-3 の規定により行った出港届の出港予定日時等の訂正を行う場合の取り扱いは、次による。 (1)～(2)（省略）	(出港届の訂正等) 4-3（同左）
(外国貿易機又は特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告) 4-6 外国貿易機又は特殊航空機であって旅客が搭乗するもの（法第 17 条第 3 項に規定する航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者又は共同運送者（以下この項及び次項において「運航者等」という。）が、システムを使用して同条第 4 項又は法第 17 条の 2 第 3 項、第 20 条第 4 項（出国旅客に係る事項に限る。）若しくは第 20 条の 2 第 6 項（出国旅客に係る事項に限る。）の報告をする場合は、運航者等に対し、「旅客予約記録	(新設)

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<u>情報報告</u> 」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うこととするものとする。	
(外国貿易機又は特殊航空機に係る予約者等に関する事項の訂正等)	(新設)
<p>4－7 運航者等が、前項の規定により報告した事項の訂正又は取消しを行う場合は、運航者等に対し、「旅客予約記録情報呼出し」業務を利用して訂正又は取消しの旨をシステムに入力し、送信することにより行うこととするものとする。</p> <p>なお、取消しを行う場合には、前項の規定により報告をした税関官署の監視担当部門にあらかじめ申し出ることを求めるものとする。</p>	
第5章 輸入通関関係 第3節 輸入（引取）申告 (輸入（引取）申告事項の登録)	第5章 輸入通関関係 第3節 輸入（引取）申告 (輸入（引取）申告事項の登録)
<p>3－1 輸入（引取）申告（特例申告貨物に係る輸入申告をいう。以下同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して行う輸入（引取）申告の取扱いについては、この章第1節（1－3及び1－4(2)イを除く。）に準じて行うものとする。この場合において、同節中「輸入（納税）申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」とあるのは「輸入（引取）申告控」と読み替えるものとする。</p>	<p>3－1 (同左)</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>なお、次に掲げる規定により輸入申告書に付記を行うこととされている場合は、記事欄に「DAI○RAN:TEIRITSUHOU(又はZANTEIHOU)○—○ TEKIYOU YOTEI」と入力することを求めるものとする。</p> <p>(1) 関税定率法施行令（昭和29年政令155号。以下「定率令」という。） 第3条第2項</p> <p>(2) 定率令第5条の2第2項</p> <p>(3) 定率令第13条の4</p> <p>(4) 定率令第16条第3項</p> <p>(5) 定率令第16条の5第2項</p> <p>(6) 定率令第34条第2項（同条第3項に掲げる貨物を除く。）</p> <p>(7) 関税暫定措置法施行令第23条第4項</p> <p>（輸入（引取）申告）</p> <p>3-2 特例輸入者（法第7条の2第1項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）又は特例委託輸入者（法第7条の2第1項に規定する特例委託輸入者をいう。）が行う特例申告（法第7条の2第2項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）における輸入（引取）申告に係る仕入書等については、この章第1節1-4の規定に関わらず、簡易審査扱い（区分1）となった場合に限り、仕入書等の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、特例輸入者又は特例委託輸入者が、法第67条の2第3項第3号規定に基づき貨物が保税地域に搬入される前にシステムを使用して輸入（引取）申告を行う場合には、「積荷目録提出」業務又は「積荷目録事前報告」業務がなされた後に当該申告を行うものとする。</p>	

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等)</p> <p>3－3 システムにおいては、前項の輸入（引取）申告が行われた場合に、当該輸入（引取）申告について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に次に定める情報が配信される。</p> <p>(1) 審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった輸入（引取）申告については、直ちに輸入許可となり、通関業者等に「輸入許可等通知情報」が配信される。ただし、他法令に係る手続の証明を必要とするものであつて、当該証明の確認がシステムにより行われていない場合には、当該情報が配信されず、「他法令未済等確認情報」及び「輸入申告等控情報」が通関業者等へ配信される。</p> <p>(2) 審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった輸入（引取）申告については、通関業者等に「輸入申告等控情報」が配信される。</p> <p>第7節 予備審査制による申告・申請</p> <p>(輸入申告等)</p> <p>7－9 他法令に係る許可又は承認の証明を要する貨物について、システムにおいて当該許可書等を取得したことが確認された場合には、予備申告等の際に入力した「申告条件コード」に応じて、次のとおり輸入申告等を行うことを求めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>(審査区分選定及び関係情報の配信及び出力等)</p> <p>3－3 (同左)</p> <p>第7節 予備審査制による申告・申請</p> <p>(輸入申告等)</p> <p>7－9 (同左)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																						
(4) 申告条件コードとして「J」を入力した場合（特例申告貨物の輸入申告に限る。) 輸入申告等を行う予定の貨物について、外国貿易船の「積荷目録提出」業務又は外国貿易機の「AWB予備情報登録」業務が行われることを契機として、自動的に輸入申告等を行う。ただし、混載の航空貨物については、「AWB予備情報登録」業務及び「HAWB情報登録（輸入）」業務の両方が行われることとなり、当該事務のいずれか遅い方の業務を契機として、自動的に輸入申告等を行うこととなる。	(4) 申告条件コードとして「J」を入力した場合（特例申告貨物の輸入申告に限る。) 輸入申告等を行う予定の貨物について、外国貿易船の「積荷目録提出」業務又は外国貿易機の「積荷目録事前報告」業務が行われることを契機として、自動的に輸入申告等を行う。ただし、混載の航空貨物については、「積荷目録事前報告」業務及び「HAWB情報登録（輸入）」業務の両方が行われることとなり、当該事務のいずれか遅い方の業務を契機として、自動的に輸入申告等を行うこととなる。																						
(5) (省略)	(5) (同左)																						
(別表) 汎用申請対象手続一覧	(別表) 汎用申請対象手続一覧																						
【監視関係】																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手続名称</th><th>根拠法令等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省 略)</td><td></td></tr> <tr> <td>沿海通航船等外国寄港届出</td><td>関法第22条 関令第20条第1項 関基22-1(1)</td></tr> <tr> <td>積荷目録事前報告（ドキュメント貨物）</td><td>関法第15条第9項 関令第13条第2項</td></tr> <tr> <td>積荷目録事前報告（利用者システム障害時等用）</td><td>関法第15条第9項 関令第13条第2項</td></tr> <tr> <td>(省 略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	手続名称	根拠法令等	(省 略)		沿海通航船等外国寄港届出	関法第22条 関令第20条第1項 関基22-1(1)	積荷目録事前報告（ドキュメント貨物）	関法第15条第9項 関令第13条第2項	積荷目録事前報告（利用者システム障害時等用）	関法第15条第9項 関令第13条第2項	(省 略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>手続名称</th><th>根拠法令等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同 左)</td><td></td></tr> <tr> <td>沿海通航船等外国寄港届出</td><td>関法第22条 関令第20条第1項 関基22-1(1)</td></tr> <tr> <td>(新 規)</td><td></td></tr> <tr> <td>(同 左)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	手続名称	根拠法令等	(同 左)		沿海通航船等外国寄港届出	関法第22条 関令第20条第1項 関基22-1(1)	(新 規)		(同 左)	
手続名称	根拠法令等																						
(省 略)																							
沿海通航船等外国寄港届出	関法第22条 関令第20条第1項 関基22-1(1)																						
積荷目録事前報告（ドキュメント貨物）	関法第15条第9項 関令第13条第2項																						
積荷目録事前報告（利用者システム障害時等用）	関法第15条第9項 関令第13条第2項																						
(省 略)																							
手続名称	根拠法令等																						
(同 左)																							
沿海通航船等外国寄港届出	関法第22条 関令第20条第1項 関基22-1(1)																						
(新 規)																							
(同 左)																							